

「台湾・台中夜市2025」に係る会場設営・イベント運営等業務委託 仕様書

1 業務名

「台湾・台中夜市2025」に係る会場設営・イベント運営等業務委託

2 目的

名古屋市は、令和元年10月25日（金）に台湾・台中市との間で、観光分野におけるパートナー都市協定を締結した。パートナー都市協定において定められた「観光情報発信の相互協力」等を図るため、台湾グルメや台中市をはじめとした台湾の観光情報などを通じて、名古屋に居ながらにして、台湾・台中市の雰囲気を感じられるイベント「台湾・台中夜市2025」（以下「本イベント」という。）を開催する。

本業務は、台湾・台中夜市2025実行委員会が主催する本イベントの開催にあたって必要となる、会場設営・イベント運営等を行うものである。

3 イベントの詳細

(1) 概要

本イベントは、台湾グルメや台中市をはじめとした台湾の観光情報などを通じて、名古屋に居ながらにして、台湾・台中市の雰囲気を感じられるイベントである。本イベント内の各ブースにおいては、台湾・台中のグルメ・スイーツや雑貨などの物販及び両市の観光PRブースを展開し、ステージにおいては、ミニライブの演奏などを実施する。

(2) 開催日程

令和 7年11月28日（金） 16:00～21:00（プレオープン）

令和 7年11月29日（土） 12:00～21:00（16:00よりオープニングセレモニー）

令和 7年11月30日（日） 12:00～20:00

(3) 開催場所

久屋大通公園 エディオン久屋広場（名古屋市中区栄三丁目65）

(4) 主催

台湾・台中夜市2025実行委員会

4 契約期間

契約締結の日から令和7年12月26日まで

5 業務内容

(1) 会場レイアウト図等の作成・各種マニュアルの確認

・受託者は、委託者と協議の上、イベント開催に向けて必要となる会場レイアウト図

や各種図面等の資料を作成し、委託者の承認を得た上で(2)から(9)の業務を遂行すること。

- ・なお、消防法等関係法令を遵守したレイアウトとし、搬入搬出の際に出展者が車両で出展ブーステント前まで乗り入れができるようなレイアウトとすること。また、開催会場は令和7年11月25日（火）から12月1日（月）13時まで委託者により確保されており、会場使用料は本仕様書に含めないものとする。ただし、12月1日（月）の午前中については、次に会場を利用するイベント事業者が台湾・台中夜市の撤収に影響がない範囲で、会場内に立ち入り、作業を行う可能性がある。
- ・受託者は、イベント実施に向けて委託者が作成する「実施計画書」及び「出展者マニュアル」等の各種マニュアルの内容を確認し、修正すべき点があれば委託者へ報告すること。また、受託者は、委託者が作成する各種マニュアルの内容について、委託者から相談があれば応じること。

(2) イベントの運営統括

- ・受託者は、委託者の指示のもと、委託者が別途契約する業務の事業者を統括し、本イベントを円滑に運営すること。
- ・必要に応じて、委託者と相談の上、各事業者と連絡調整及び打合せを行うこと。
なお、出展事業者及び出演者調整については、委託者が別途指定する事業者が実施するが、委託者に確認の上、イベント実施に向けて必要な連絡調整を事業者の代表者と行うこと。
- ・委託者が本契約以外で別途契約する業務は以下のとおりとする。
 - ア 出展事業者及び出演者調整
 - イ 夜間警備
 - ウ ごみ処理
 - エ 司会・通訳の手配
 - オ チラシ・ポスター・協賛幕・短冊等の制作
 - カ イベント賠償責任保険の加入
 - キ インカムの手配

(3) 関係機関への届出・申請

本イベントを実施するにあたり、次の申請等業務を実施すること。

- ア 名古屋市中消防署への催物開催届提出
- イ ブース出展事業者に係る名古屋市中保健センターへの飲食店営業許可申請
- ウ 名古屋市中土木事務所への都市公園内行為許可申請
- エ その他必要と認められる各種申請行為

(4) 会場の設営・撤去

- ・会場の設営は令和7年11月25日（火）以降に開始し、28日（金）午前8時以降にブース出展者の搬入・設営が行えるように、27日（木）には会場設営を完了すること。
- ・撤去は令和7年12月1日（月）13時までに行うこと。

ア ステージ周辺の設営・撤去

（ア）ステージの設営・撤去

- ・ステージは、エディオン久屋広場既設のステージを利用することとし、雨天時や夜間にも楽器を使用したライブイベントなどの演目を問題なく実施できるようすること。また、ステージの背景にはバックパネルを設置すること。バックパネルのデザインについては、委託者と協議すること。
- ・ステージスケジュールは、以下のとおりとする。

プレオープンの11月28日（金）はステージイベントを実施しないものとする。

令和7年11月29日（土） 12:00～21:00

令和7年11月30日（日） 12:00～20:00

（イ）ステージ音響設備・照明設備の設置・撤去

- ・ステージ運営に必要な音響設備・照明設備及び電源を設置すること。
- ・音響設備・照明設備の機器操作等用のテント（2間×3間）1張をステージ近くに設置すること。
- ・テントには四方に横幕を設けること。
- ・テントには机（450×1800）を5台程度、パイプ椅子を6脚程度、ヒーター1台（灯油含む）を用意すること。
- ・出演者から楽器等の手配の依頼があった場合、貸出等の対応を行うこと。
なお、楽器等の手配にかかる費用（運搬費、設置費、レンタル費）については、本契約には含まないものとし、出演者とりまとめ担当者から受託者に費用を支払う。
- ・楽器等の価格設定は他の類似行事と比較して高額にならないよう留意すること。

（ウ）出演者控えテント等の設営・撤去

- ・出演者用控えテント（2間×3間）を1張、来賓用控えテント（2間×3間）1張を、ステージ近くに設置すること。
 - ・出演者用控えテントには、机（450×1800）を5台程度、パイプ椅子を6脚程度、ヒーター1台（灯油含む）を用意すること。
- 来賓用控えテントには、机（450×1800）を3台程度、パイプ椅子を6脚程度、ヒ

ーター1台（灯油含む）を用意し、出演者・来賓が準備・休憩できるように配置すること。

- ・テントは四方に横幕を設けること。なお、来賓用控えテントについては、テント内を2室に区切れるように中間幕（2間幕を1張追加）を設けること。

（エ）協賛幕掲出用イントレの設営・撤去

- ・ステージ両脇に、協賛幕掲出用イントレ（W1800×D1800×H3000程度）を1基ずつ（計2基）設置すること。
- ・協賛幕は、来場者の目に留まりやすい位置に固定すること。
- ・協賛幕は委託者が用意するものとする。

（オ）観客席の設営・撤去

- ・ステージの前に60名程度座ることができるよう、パイプ椅子等により観客席を設けること。

（カ）その他

- ・各テントには、ウエイトを設け、強風等による飛散事故の発生しないよう十分に安全に配慮すること。

イ 出展ブースの設営・撤去

（ア）出展ブース（飲食店）テントの設営・撤去

- ・出展ブーステント（2間×3間）を11張程度設置すること。
- ・出展ブーステント（2間×3間）を2室に区切り、2ブース出展できるようにするため、テントは四方に横幕を設け、テント内を2室に区切れるように中間幕（2間幕を1張追加）も設けること。
- ・各テント内の地面には、ブルーシート等で全面養生すること。フライヤーを使用する出展者があった場合は、カーペット等を敷くなど養生を二重に行い、油が地面に浸食しないようにすること。
- ・各ブースに机（W1800×D450；天板はベニヤ板）2台を用意すること。
- ・加熱器と地面の間にベニヤ合板コンパネ等を設置して養生をすること。

（イ）出展ブース（飲食店以外）テントの設営・撤去

- ・出展ブーステント（2間×3間）を11張程度、出展ブーステント（1.5間×2間）を6張程度設置すること。
- ・出展ブーステント（2間×3間）を2室に区切り、2ブース出展できるようにするため、テントは四方に横幕を設け、テント内を2室に区切れるように中間幕（2間幕を1張追加）も設けること。

間幕を1張追加) も設けること。

- ・各テント内の地面には、ブルーシート等で全面養生すること。
- ・本部ブースには、ヒーター1台(灯油含む)を用意すること。
- ・出展ブーステント(1.5間×2間)は、1ブース出展のため、四方に横幕を設けること。
- ・各ブースに机(W1800×D450)2台、パイプ椅子2脚を用意すること。
また、予備として、机(W1800×D450)20台、パイプ椅子20脚を別途用意すること。

(ウ) 看板用骨組み枠の設置・撤去

- ・出展者からの申し込みに応じて、テントの上部に内枠サイズでW2700mm×H900mmの骨組み枠を単管等で製作し、ターポリン地の看板を設置できるようにすること。
- ・看板用骨組み枠は20箇所程度を想定しているが、出展者へはオプションとして案内することから、数量が変動する可能性がある。
- ・ターポリン地の看板については出展者が持参するため、イベント開始までに骨組み枠に結束バンド等で固定すること。
- ・看板用骨組み枠には照明器具(アームスポット2灯程度)を設置し、夜間でも看板が見えるようにすること。

(エ) その他

- ・テントの大きさや個数については想定であり、出展者の数やレイアウトで変更する可能性がある。
- ・各テントには、ウェイトを設け、強風等による飛散事故の発生しないよう十分に安全に配慮すること。

ウ 休憩所テントの設営・撤去

- ・本イベントの来場客が各ブースで購入した商品を飲食したり、休憩したりするための休憩所テント(3間×5間)を4張程度設置すること。
- ・テント内には、机(W1800×D450)64台、パイプ椅子192脚以上を設置し、席を用意すること。

エ ゴミ集積テントの設営・撤去

- ・ゴミ集積テント(1.5間×2間)を2張程度設置すること。
- ・1張はゴミステーションとしてゴミの受付用として使用し、もう1張はゴミ集積所用

に使用するものとする。

- ・テントは四方に横幕を設けること。
- ・ゴミ集積所用のテントの地面には、全面ブルーシートを敷くこと。
- ・机（W1800×D750）2本、椅子3脚用意すること。机の脚は足上げし、立ったままゴミの受付ができるようすること。また、机はビニールクロス等によりカバーすること。
- ・ごみ袋の手配やごみ処理については、委託者が行うこととする。

オ 会場エリアの囲い

- ・イベント開催時間外・設営撤去中に一般来場者が立ち入らないように、プラスチック柵やカラーコーン等を用意し、会場エリアを囲うことにより隔離すること。
- ・囲う範囲については、委託者と協議の上決定するものとする。

カ 設営及び撤去にあたっての注意事項

- ・会場設営及び撤去にあたっては、施設管理者の指示を遵守すること。
- ・搬出入車両の通行経路等は、各関係者と十分協議の上、了解を得て決定すること。
- ・会場への資機材等搬入において、施設管理者の指示に従い、入庫時の車両制限等を遵守すること。
- ・ブース出展者等の搬入出について、各出展者が滞りなく円滑に搬入出ができるよう配慮すること。
- ・会場設営及び撤去等の際には、施設を損傷しないよう、必要に応じて、壁、柱、床等を養生すること。万が一、施設に損害を与えた場合、受託者の責において処理すること。なお、弁償費用については全て受託者の負担とする。
- ・会場内や路面を保護するために搬出入車両通行経路やテントの足をコンパネ等により養生すること。
- ・イベント終了後は、会場に設置等したものは、原状復帰すること。排水溝、車両乗り入れ口周辺については、使用前と復旧後に写真を撮影し、必要に応じて施設管理者へ提出すること。
- ・テントの屋根は色付のストライプ柄など華やかな印象となるように工夫すること。ただし、ステージ周辺テントについてはその限りではない。
- ・青色と緑色は、テントなど目立つ箇所への使用は避けること。
- ・強風等による飛散防止措置として、テントに付けるウエイトは、1支柱につき30kg以上とすること。
- ・その他会場の設営等に必要な備品等について準備すること。

(5) 出展ブース用備品の手配

- ・出展者が調理・販売等をするために必要なテント内で使用する備品・物品等として、以下のものを手配すること。
 - 消火器：7本程度
 - 流し台（1層式）：15台程度
 - 水用ポリ容器（20L）：60個程度
 - バケツ（45L）：15個程度
 - バケツ（20L）：30個程度
- ・数量については想定であり、出展者の数や保健所の指導等の状況により変更する可能性がある。
- ・出展者から追加備品（コンロ、プロパンガス、冷蔵庫、フライヤー等）の申し込みがあった場合、本仕様以外の追加備品の貸出等の対応を行うこと。なお、追加備品は基本的に出展者負担とし、出展者又は出展者とりまとめ担当者から受託者に費用を支払う。
- ・追加備品等の価格設定は、他の類似行事と比較して高額にならないよう留意すること。

（6）電気設備工事

- ・本仕様書の他の項目に記載されているものも含め、会場内（ステージ、各出展ブースを含む）において必要な電源設備を手配、設営すること。
また、夜間でも食材を冷蔵庫で保管できるよう、24時間通電の発電機を1台設置するとともに、200V用の発電機を1台設置すること。ただし、200V用の発電機の設置にかかる幹線工事や機器接続に係る費用は出展者負担とし、出展者又は出展者とりまとめ担当者から受託者に費用を支払うこととする。
- ・分電盤等を適切に配置し、全電源が一斉に落ちることの無いようにすること。
- ・各テントには、テント内が夜間でも暗くならないように蛍光灯等の照明器具を設置すること。
- ・投光器を手配し、夜間においても調理・販売・飲食等が可能な明るさを保つこと。
- ・上記5(4)イ(ア)(イ)の出展ブーステントについては、各ブースに電源（1500Wの2口コンセント）を1個用意すること。
- ・上記5(4)エのゴミ受付用テント及び上記5(4)ア(ウ)の出演者用控えテントについては、電源（1500Wの2口コンセント）を1個ずつ用意すること。
- ・上記5(4)ア(イ)の音響設備・照明設備の機器操作等用テントについては、電源（1500Wの2口コンセント）を6個用意すること。
- ・出展者から追加の電源の申し込みがあった場合、本仕様以外の電源の追加を行うこと。なお、追加費用は基本的に出展者負担とし、出展者又は出展者とりまとめ担当者から受託者に費用を支払う。

- ・追加費用の価格設定は他の類似行事と比較して高額にならないよう留意すること。
- ・台湾の夜市に来たような雰囲気を演出するため、会場内に提灯を吊り下げて装飾すること。提灯の設置方法は、委託者と協議して設置すること。なお、提灯については委託者が用意する。

(7) 給水場の設置・撤去

- ・エディオン久屋広場既設の水道を利用して、出展者（飲食店）の給水用にシンク等を設置すること。水道には2口の蛇口を接続し、うち1口にはホースを付けること。
- ・調理機器等の洗い物やスープ・油等の廃棄には使用しないため、汚水処理設備は不要であるが、排水がエディオン久屋広場内の側溝に流れるようにするなど、水が滞留しないように適切に対応すること。その際、誤ってゴミ等が側溝に流れることの無いようにゴミ受け等を設置するなど、適切に対応すること。

(8) イベントの企画・運営

本イベントの全体的なコンセプトに配慮し、ステージイベントの企画・運営及びイベント会場の管理運営等を行うこと。

ア ステージイベントの企画・運営

- ・委託者と協議の上、ステージイベントの企画・運営をすること。
- ・ステージ進行ディレクター、音響技術者・照明技術者等その他の専門的な知識・技術を要する業務について、必要な人員、資機材等を配置し、出演者の受入れ及び舞台転換等を含め、ステージ全体の運営、管理及び非常事態への対応等の業務を行うこと。ただし、専門的な知識・技術を要しない業務については、委託者にてステージ進行アシスタント及びスタッフを手配するため、事前に運営に必要となる人数を委託者に連絡した上で、当日の役割や動きについて受託者より指示すること。
- ・ステージのプログラム及び進行台本（全体の進行及び出演者ごとの進行）を作成するとともに、進行管理、運営を行うこと。ただし、プログラム及び進行台本については、過去開催した際のデータを委託者から受託者へ提供するものとする。
- ・ステージ出演者、司会者、通訳については委託者にて手配するため、手配にかかる経費（出演料、交通費等）については本委託契約には含まない。受託者は、委託者または委託者の指定する者と調整の上、ステージプログラム実施に必要な手続きを行うこと。状況に応じて、受託者と出演者、司会者側とで直接調整をする場合もあるため了承すること。
- ・ステージスケジュールは、以下のとおりとする。

プレオープンの11月28日（金）はステージイベントを実施しないものとする。

令和7年11月29日（土） 12:00～21:00

令和7年11月30日（日） 12:00～20:00

- ・出演者等の都合によりステージスケジュール案が変更されることも想定すること。
- ・遅滞なくイベントが開始できるよう、最終リハーサル、機器動作の最終確認等を適切に実施すること。

イ 各種式典の企画運営

(ア) オープニングセレモニー

- ・委託者の指定する日時に、オープニングセレモニーを30分程度実施すること。
なお、オープニングセレモニーは、令和7年11月29日（土）16:00を予定しているが、天候等で時間が変更されることも想定すること。
- ・セレモニーの出席者（来賓等）への対応は、委託者が行うこととする。
- ・セレモニーの次第や演出については、委託者と協議の上決定することとする。

(イ) エンディングステージ

- ・イベントの最終日に、エンディングステージを実施すること。
- ・エンディングステージでは、台湾・台中夜市公式テーマソングを活用したライブの実施を予定しているが、最終曲目のラストの演出については、委託者と協議の上、決定すること。

(ウ) その他

- ・来賓等の来訪予定に応じて、上記（ア）（イ）以外にもステージ上で式典等を行う場合があるが、その場合は、本委託契約の範囲内で対応すること。

ウ イベント会場の管理運営

- ・本イベントが円滑に運営できるように、来場者への会場案内・出展ブースの行列整理といった専門的な知識・技術を要しない業務については、委託者にて運営スタッフを手配するため、事前に運営に必要となる人数を委託者に連絡した上で、当日の役割や動きについて受託者より指示すること。
- ・受託者は、本イベントが円滑に実施されるよう、本イベントの設営及び撤去・当日の運営にあたり、イベント会場にて以下の通り責任者を配置すること。なお、責任者は心身健康で明朗な者とし、その業務に応じて必要な資格を有する者とする。
また、委託者は責任者に対して直接業務の指示を行うこととする。

○設営・撤去における現場立合管理者

- ・現場立合管理者はイベント会場の設営及び撤去に立ち合い、管理、統括等を行うものとする。なお、立ち合い時間は設営及び撤去の時間に準じるものとする。

○イベント責任者（現場管理者）

- ・イベント責任者は以下の日程にてイベント会場の現場管理を行うものとする。

また、各日の業務終了後には、委託者へ業務報告を行うこと。

令和 7年11月28日（金）

令和 7年11月29日（土）

令和 7年11月30日（日）

○会場案内等業務における現場責任者（運営ディレクター）

- ・会場案内等業務の現場責任者は、委託者が手配する運営スタッフへ業務の指揮・補完を行い、運営業務の統括を行うとともに、業務の実施状況について確認すること。

- ・現場責任者は以下の日程にてイベント会場で運営業務の統括を行うものとする。

令和 7年11月29日（土）

令和 7年11月30日（日）

エ 出展者の搬入・搬出

- ・出展者が各ブースの設営・撤去のために、会場内へ車両で荷物の搬入・搬出を行うため、一般通行者及び会場内の関係者等に危険が及ばないよう車両を各ブースへ誘導し、適切に車両の入出庫を行うこと。
- ・会場内へ出入りできる車両は、事前に申請があった出展者のみとし、「会場内通行許可証」を掲出する車両のみを予定している。また、出展者による車両での搬入・搬出は以下の時間を想定している。

令和 7年11月28日（金） 10:30～13:00・21:00～22:00

令和 7年11月29日（土） 9:00～10:30・21:00～22:00

令和 7年11月30日（日） 9:00～10:30・20:00～22:00

オ スタッフの手配

- ・本イベントの開催に関する業務を補助するスタッフを以下の通り手配すること。
業務内容としては、ゴミステーションでのごみの仕分けや清掃業務等を予定している。

令和7年11月28日（金） 15:30～22:00（休憩1時間含む）・・・2名

令和7年11月29日（土） 11:00～22:00（休憩1時間含む）・・・3名

令和7年11月30日（日） 11:00～22:00（休憩1時間含む）・・・3名

（9）実施報告書の作成

- ・受託者は、委託者の指示に従い、本イベントの実施概要やメディア、SNSでの記録

等をまとめ、イベント開催中の記録写真を撮影し、実施報告書を日本語と中国語（繁体字）の2言語それぞれで作成すること。作成した報告書は、12月23日（金）までにPDFデータと元データを委託者が別途指示するメールアドレスへ提出すること。また、日本語と中国語の実施報告書をそれぞれ10部ずつ印刷し、12月24日（水）までに委託者へ納品すること。なお、参考資料として、委託者から受託者へ「台湾・台中夜市2024」の実施報告書のデータを提供するものとする。

(10) その他

- ・イベント終了後、イベント開催による会場の汚れ等について、原状回復のための清掃を実施すること。
- ・イベント開催に向けて、委託者から追加の要望があった場合は、本契約の予算内で実施可能である場合は対応すること。また、本仕様に定めのない臨時の対応が必要となった場合は、委託者の指示に従い、対応すること。ただし、対応にかかる費用が本契約の予算内にとどまらない場合については、委託者と別途協議すること。

6 留意事項

- ・本業務委託の履行にあたっては、会場周辺の環境・施設等に配慮しつつ、周辺住民の迷惑となる音量を出さないように留意すること。
- ・また、各種関係法令を遵守し、本仕様書等に定められた内容を誠実に履行すること。
- ・本イベントは全日雨天決行であるが、悪天候等による場合の最終の行事実施可否については、委託者が決定する。
- ・その他、イベントの運営に必要な関係者との調整を行った上で実施すること。

7 臨機の措置

- (1) 業務の施行上、災害の防止及びその他緊急の必要があるときは、臨機の措置をとらなければならない。
- (2) 必要な臨機の措置をとろうとするとき又はとったときは、すみやかに、委託者に協議又は報告をしなければならない。

8 損害の負担

- (1) 業務の施行上生じた損害及びその他業務の施行に関して生じた損害は、受託者が負担する。ただし、その損害のうち、委託者の責に帰すべき理由により生じたものについては委託者がこれを負担する。
- (2) 委託者は、前項に規定する損害が天災その他の不可抗力によって生じた損害であつてこれをすべて受託者に負担させることが著しく公正を害すると認められるときは、その一部又は全部を負担する。

(3) 前項に規定する委託者の負担額は、協議して定める。

9 検査及び契約代金の支払い

- (1) 受託者は、業務完了後10日以内に委託者による検査を受けるものとする。
- (2) 委託者は、前項の検査後、受託者から適法な請求書を受理した日から起算して30日以内に契約代金を支払うものとする。

10 契約不適合責任

- (1) 業務の施行上契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があるときは、委託者は受託者に対して相当の期間を定めて、その契約不適合の補修を請求し、又は補修に代え若しくは補修とともに損害の賠償を請求することができる。
- (2) 前項の規定による契約不適合の補修又は損害賠償の請求は、契約不適合を委託者が把握した日から1年間以内にこれを行わなければならない。

11 契約の解除

- (1) 委託者は、受託者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。
 - ア 正当な理由がないのに、契約を履行しないとき、又は履行期間内に履行の見込みがないとき。
 - イ 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
 - ウ 契約の履行にあたり、委託者の指示に従わず、又はその者の職務の執行を妨げたとき。
 - エ 契約の相手方として、必要な資格を欠いたとき。
 - オ 受託者から契約解除の申出があり、その事由を正当と認めたとき。
 - カ その他この契約に定めた条件に違反したとき。
- (2) 前項の規定（オを除く。）により契約が解除された場合において、受託者が契約保証金を納付しているときにあっては、その契約保証金は、委託者に帰属するものとし、受託者が履行保証保険契約を締結しているときにあっては、委託者がその保証金を請求するものとし、その他のときにあっては、受託者は、委託者の指定する納入期限までに違約金として委託代金額の100分の10に相当する額を委託者に支払うものとする。

12 履行遅滞の場合における損害金等

- (1) 受託者の責に帰すべき理由により履行期間内に業務を完了することができない場合において、履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、委託者は受託者から損害金を徴収して、履行期間を延長することができる。

(2) 前項の損害金の額は、遅延日数に応じ、契約金額につき、契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号。) 第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。

ただし、特にやむを得ないと認められる事由があるときは、延滞金を徴収せず、又は未済部分に係るものについてのみとする。

1.3 一括再委託の禁止

受託者は、本事業の全部を一括して再委託できない。なお、本事業の適正な履行を確保するため、受託者が本事業の一部を再委託する場合には、あらかじめ再委託の相手方の所在地、照合、代表者、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を提出し、委託者の承認を受けること。

1.4 信用失墜行為の禁止

受託者は、委託者の信用を失墜する行為をしてはならない。再委託を行った場合は、再委託先も同様とする。

1.5 その他

- (1) 受託者は、業務上必要な事項を熟知の上、法令規則、本仕様書、別記にある特約条項等及び委託者との協議により業務を行うこと。
- (2) 本業務委託による成果物は、データを含めて委託者に帰属するものとし、委託者の承認を得ずに使用、又は他に貸与しないこと。
- (3) 成果物内において使用される素材等について、著作権その他の権利等に関して第三者から何らかの申し出がなされた場合は、全て受託者の責任において対処すること。
- (4) 本事業の実施にあたっては、事前に委託者と十分に調整すること。また、受託期間中を通じ、進捗状況や今後の進め方等について逐次委託者に報告するとともに、必要に応じて打合せを実施すること。
- (5) 受託者は監督員と密接な調整を図り、本仕様書に定めのないことであっても、本業務の趣旨に沿う適切な方法を提案し、本実行員会と協議のうえ主体的に業務を遂行するものとする。
- (6) 本仕様書に定めのない事項、又は不明な点がある場合は、その都度協議することとする。
- (7) 受託期間中は、業務の経過全般を常に把握している専任の担当者（委託者との連絡調整担当者）を配置して委託者との連絡調整、打合せ等を実施すること。また、イベント開催期間中は常に当該専任担当者または代理の者を常駐させ、トラブル等に対応できるようにすること。
- (8) 本業務委託の設置、撤去及びイベント開催などの業務中に、第三者に損害を与えた

場合、受託者がその責任を負うものとする。

(9) 本事業を遂行する上で必要な一切の経費は、受託者が負担すること。

(10) この契約による業務委託を受けた者は、別記「情報取扱注意項目」「障害者差別解消に関する特記仕様書」「談合その他の不正行為に係る特約条項」「妨害又は不当要求に対する届出義務」「暴力団関係事業者の排除に関する特記仕様書」「グリーン配達に関する特記仕様書」を遵守しなければならない。

(11) 受託者は、業務上において疑義が生じた場合は委託者に報告し、協議の上で業務を遂行すること。なお、委託者と受託者の協議にかかる最終判断は委託者が行うものとする。

情報取扱注意項目

(基本事項)

第 1 この契約による発注者の保有する情報の取扱い（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(関係法令等の遵守)

第 2 受託者は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、名古屋市個人情報保護条例（令和4年名古屋市条例第56号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

(適正管理)

第 3 受託者は、本件業務に関して知り得た発注者の保有する情報（発注者が、利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、事実上当該情報を管理しているといえるものをいう。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の発注者の保有する情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の適正取得)

第 4 受託者は、本件業務を履行するために、個人情報（保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(第三者への提供及び目的外使用の禁止)

第 5 受託者及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、発注者の保有する情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。

2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

(再委託の禁止又は制限等)

第 6 受託者は、発注者の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。

2 受託者は、本件業務を第三者に委託する場合は、発注者の保有する情報の取扱いに関し、この契約において受託者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

3 受託者は、機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16年名古屋市規則第50号）第28条第1項第1号に規定する機密情報をいう。以下同じ。）の

取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、委託者が認めたときはこの限りでない。

（複写及び複製の禁止）

第7 受託者は、委託者から指示又は許可された場合を除き、発注者の保有する情報が記録された資料及び成果物（委託者の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したもの）を複写し、又は複製してはならない。

（情報の返却及び処分）

第8 受託者は、発注者の保有する情報が記録された資料のうち委託者から取得したものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに委託者に返却しなければならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

2 受託者は、前項に規定する場合を除き、発注者の保有する情報を取り扱う必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

（情報の授受及び搬送）

第9 発注者の保有する情報並びに発注者の保有する情報が記録された資料及び成果物の授受は、全て発注者の指名する職員と受託者の指名する者との間において行うものとする。

2 受託者は、発注者の保有する情報を搬送する際には、漏えい、滅失又は毀損が起こらないようにしなければならない。

（報告等）

第10 受託者は、発注者が発注者の保有する情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、発注者が発注者の保有する情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

2 受託者は、発注者の保有する情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

（従事者の教育）

第11 受託者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護法、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。

2 受託者は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護法（受託者が、市会に係る個人情報の取扱いの委託を受けた者は、保護条例）に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

3 受託者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

4 受託者は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している

者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び発注者の保有する情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

(契約解除及び損害賠償等)

第12 委託者は、受託者が情報取扱注意項目に違反していると認めたときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- (1) 契約を解除すること。
- (2) 損害賠償を請求すること。
- (3) 発注者の保有する情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるとときは、あんしん条例第34条第1項の規定に基づき勧告し、その勧告に従わなかつたときは、同条第2項の規定に基づきその旨を公表すること。

2 前項第2号及び第3号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

(別添)

障害者差別解消に関する特記仕様書

(対応要領に沿った対応)

第1条 この契約による事務事業の実施（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）、愛知県障害者差別解消推進条例（平成27年愛知県条例第56号）、及び名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例（平成30年名古屋市条例第61号）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領（平成28年1月策定。以下「対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。

2 前項に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領にて示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

(対応指針に沿った対応)

第2条 前条に定めるもののほか、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

(再委託に係る対応)

第3条 受託者は、本件業務を第三者に委託する場合は、障害者差別解消に係る対応に關し、この契約において受託者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

談合その他の不正行為に係る特約条項

(談合その他の不正行為に係る発注者の解除権)

第1条 発注者は、受注者がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反（以下「独占禁止法違反」という。）するとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。
 - (2) 受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条第1号若しくは第2号若しくは第95条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処せられた（刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。）とき。
 - (3) 前2号に規定するもののほか、受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が、独占禁止法違反行為をし、又は刑法第96条の6若しくは第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。
- 2 前項各号のいずれかに該当し、かつ、発注者が契約を解除した場合における当該契約解除に係る違約金の徴収については、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）（以下「契約規則」という。）第45条第2項又は第3項の規定に基づく本約款の手続によるものとする。

(談合その他の不正行為に係る賠償額の予定)

第2条 受注者がこの契約に関して前条第1項各号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、受注者は、請負代金額に100分の20を乗じて得た額の賠償金に、請負代金額の支払が完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じて契約締結の日における契約規則第46条の2第1項に定める割合による利息をして支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 前条第1項第1号及び第3号のうち、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（一般指定）（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、そのことを発注者が認めるとき。
 - (2) 前条第1項第2号のうち、受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が刑法第198条に規定する罪を犯し刑に処せられたとき、又は同項第3号のうち、刑法第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。ただし、受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が刑法第96条の6の規定にも該当し、刑に処せられたとき（同項第3号については、刑法第96条の6の規定に該当する行為をしたことも明らかになったとき。）を除く。
- 2 第1項に規定する場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散していると

きは、発注者は、受注者の代表者であった者又はその構成員であった者に同項に規定する賠償金及び利息の支払を請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者及びその構成員であった者は、連帶して支払わなければならない。

- 3 第1項の規定にかかわらず、発注者に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、発注者は、受注者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 4 前3項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

妨害又は不当要求に対する届出義務

1 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、発注者へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。

2 受注者が1に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

暴力団関係事業者の排除に関する特記仕様書

（発注者の解除権）

第1条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この項において「暴力団」という。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下この項において同じ。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下この項において同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
 - (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- 2 前項各号のいずれかに該当し、かつ、発注者が契約を解除した場合における当該契約解除に係る違約金の徴収については、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第45条第2項又は第3項の規定に基づく本約款の手続によるものとする。

グリーン配送に関する特記仕様書

(基本事項)

第1 この契約の相手方（以下「契約業者」という。）は、本契約にかかる発注者への物品の納入に、自動車（二輪自動車を除く。）を使用する場合、名古屋市グリーン配送実施要綱に定めるグリーン配送を実施するよう努めなければならない。なお、物品の納入業務を他人に委託する場合は、契約業者から委託を受けて物品の納入を行う事業者（以下「納入業者」という。）に、グリーン配送を実施させるよう努めなければならない。

（グリーン配送に使用する車両）

第2 グリーン配送に使用する車両は、車種規制非適合車を除く次の自動車とする。

- | | |
|---|---------------------|
| (1) 電気自動車 | (2) 天然ガス自動車 |
| (3) メタノール自動車 | (4) ハイブリッド自動車 |
| (5) 低排出ガス車かつ低燃費車 | (6) 燃料電池自動車 |
| (7) 車両総重量3.5t超のガソリン車・LPGガス車・新長期規制適合以降ディーゼル車 | |
| (8) クリーンディーゼル自動車 | (9) プラグイン・ハイブリッド自動車 |
| (10) 低排出ガス車 | (11) 低燃費車 |
| (12) 超低PM排出ディーゼル車 | (13) LPGガス貨物自動車 |
| (14) 車両総重量3.5t超の新短期規制適合ディーゼル車 | |
| (15) その他、環境局長が認めるもの | |

注 「車種規制非適合車」とは「自動車NOx・PM法」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

（エコドライブの実施）

第3 自ら物品の納入を行う契約業者又は納入業者は、物品の納入にあたり、エコドライブの実施に努めなければならない。

（調査への協力）

第4 自ら物品の納入を行う契約業者又は納入業者は、物品の納入にあたり、発注者が別途交付する名古屋市グリーン配送適合車両届出済証又はグリーン配送実施計画届出済証を携帯するよう努めなければならない。また、市がグリーン配送に関する必要な調査を実施する場合は、その指示に従うこととする。